

# 関市一般不妊治療費助成事業

❖一般不妊治療費に要する費用の一部を助成します❖

2020年度の助成は、2020年3月1日～2021年2月末日の一般不妊治療費の一部を助成します。

## 【対象者】

助成は、以下のすべてに該当する方を対象とします。

- ① 一般不妊治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、治療日および申請日のいずれにおいても夫婦の双方または一方が市内に住所を有すること
- ② 夫婦の前年所得(1～5月の申請は前々年の所得)の合計額が730万円未満であること
- ③ 市税、保育料、水道料金等に滞納がないこと

## 【助成内容】

1年度あたり本人負担額として支払った額に2分の1を乗じた額(5万円を上限とする)。助成期間は、治療に係る事前検査等を開始した診療日の属する月から連続2年間。

## 【申請方法】

次の必要な書類をそろえ、2021年3月末までに保健センターへ申請してください。

- ① 関市一般不妊治療費助成申請書(別記様式第1号)
- ② 関市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(別記様式第2号)
- ③ 一般不妊治療を受けた医療機関および薬局等が発行した領収書の原本
- ④ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明するアまたはイの書類  
ア) 戸籍の全部事項証明書又は謄本  
イ) 住民票(続柄が確認できるもので、夫婦が同一世帯の場合に限る)  
※発行から3か月以内のもの
- ⑤ 夫及び妻の住所を確認できる書類(免許証又は保険証の写し)  
※ただし、④で住民票を添付した場合は不要です。
- ⑥ 夫及び妻の所得を証明する書類(最新の課税所得証明書)

## ＜問い合わせ・申請先＞ 市民健康課

関市保健センター	0575-24-0111
洞戸保健センター	0581-58-2204
武芸川保健センター	0575-46-2899
武儀保健センター	0575-40-0020



2020.4～